



国土交通省

# 国土交通省 千曲川河川事務所

Chikumagawa River Office  
Hokuriku Regional Development Bureau  
Ministry of Land  
Infrastructure, Transport and Tourism

【取り扱い】 本資料の発表をもって解禁

記者発表資料  
令和元年9月27日

## 千曲川・犀川の河川内樹木の伐採希望者を募集します。 ～営利を目的とする企業・団体の方も応募できます～

河川内に繁茂する樹木は、洪水時等に支障となるとともに、ゴミが捨てられやすく不法投棄の温床となるなど、河川管理上問題を及ぼす場合があります。

千曲川河川事務所では、管理上問題のある河川内の樹木について、従来から自家消費する個人利用を対象に、伐採木を無償で持ち帰っていただく公募伐採を試行しており、今年は管内 箇所伐採希望者を募集します。

また、更なる伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を図るとともに、より大規模な伐採を目指し、営利を目的とする企業、団体等にも範囲を広げた河川法第25条を適用した公募伐採も試行します。

各公募伐採の募集概要は以下のとおりです。多くの皆様からのご応募をお待ちしています。

### 【従来の公募伐採の概要】

#### ○伐採箇所 【別紙. 1】

- ①飯山市木島上新田地区 (中央橋下流)
- ②須坂市相之島地区 (村山橋下流) ※
- ③長野市青木島地区 (丹波島橋下流 犀川)
- ④千曲市磯部地区 (万葉橋上流)
- ⑤坂城町上五明地区 (坂城大橋下流)
- ⑥松本市島内地区 (平瀬橋下流 奈良井川)

#### ○伐採量

1区画約300m<sup>2</sup>～500m<sup>2</sup>の区画内のハリエンジュほか(※②地区はクルミ・ニワウルシ)

#### ○応募受付期間

令和元年9月27日(金)から同年10月17日(木)まで

### 【河川法第25条を適用した公募伐採の概要】

#### ○伐採箇所

ホームページ掲載の範囲図⑦、⑧内【別紙. 2】

#### ○伐採量

約400m<sup>2</sup>以上～任意(3か月間で伐採可能な範囲)区域内全ての樹木

#### ○事務手続きの概要

応募された方について当事務所で審査及び選定を行い、選定された方は河川法第25条に基づく採取許可申請の手続きを実施。

申請に対する許可を得たのち、伐採・採取の実施となります。

#### ○応募受付期間

令和元年9月27日(金)から同年10月31日(木)まで

⇒両制度の違いは、【別紙. 3】をご覧ください。

○申し込み方法・・・千曲川河川事務所ホームページから所定様式に記入し電子メールで申込み  
詳細についてはホームページをご覧ください

[http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/oshirase/karikusa/01info\\_index.html](http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/oshirase/karikusa/01info_index.html)



当選者による伐採作業の様子

### 【配布先】

- ・長野市政記者クラブ
- ・長野県庁会見場
- ・新建新聞社
- ・長野経済新聞社
- ・日本工業経済新聞社長野支局

### 【お問い合わせ先】

国土交通省北陸地方整備局

千曲川河川事務所 026(227)7611

副所長(管理) 万行 康文(まんぎょう やすふみ)

管理課長 渡瀬 智保(わたせ ともやす)



千曲川河川事務所フェイスブック

検索

クリック



国土交通省

千曲川河川事務所

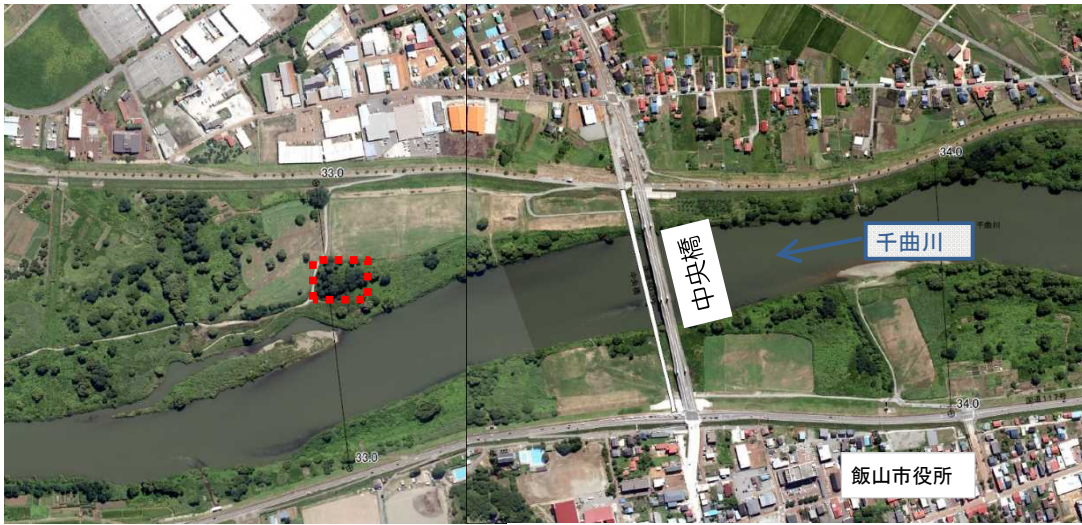
検索

クリック

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/>

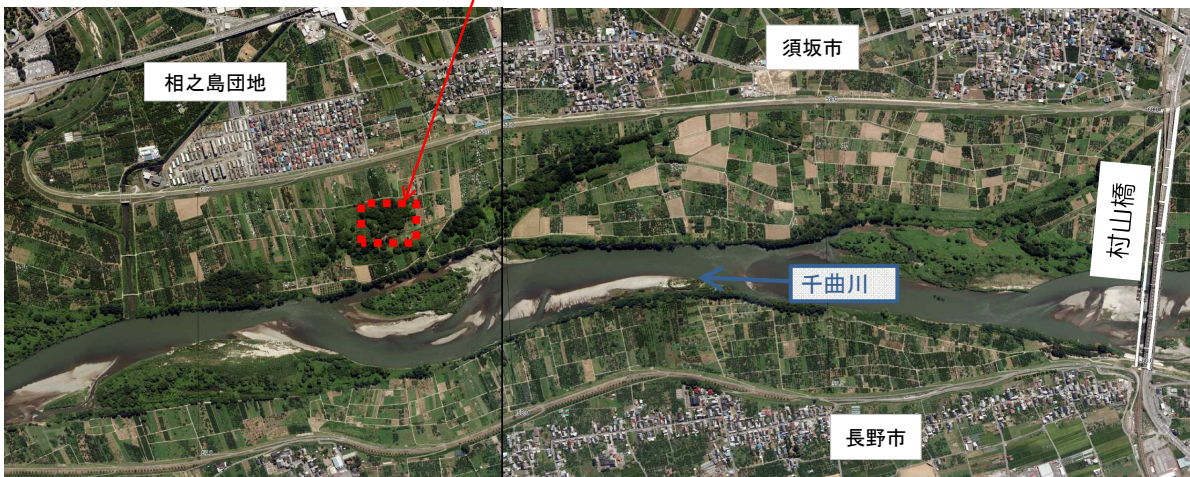
## 従来の公募伐採箇所

範囲図①【飯山市木島上新田地区(中央橋下流 千曲川右岸)】



範囲図②【須坂市相之島地区(村山橋下流 千曲川右岸)】

注: 樹種は「クルミ」と「ニワウルシ」が半々



範囲図③【長野市青木島地区(丹波島橋下流 犀川右岸)】



範囲図④【千曲市磯部地区(万葉橋上流 千曲川右岸)】



範囲図⑤【坂城町上五明地区(坂城大橋下流 千曲川左岸)】



範囲図⑥【松本市島内地区(平瀬橋下流 奈良井川左岸)】



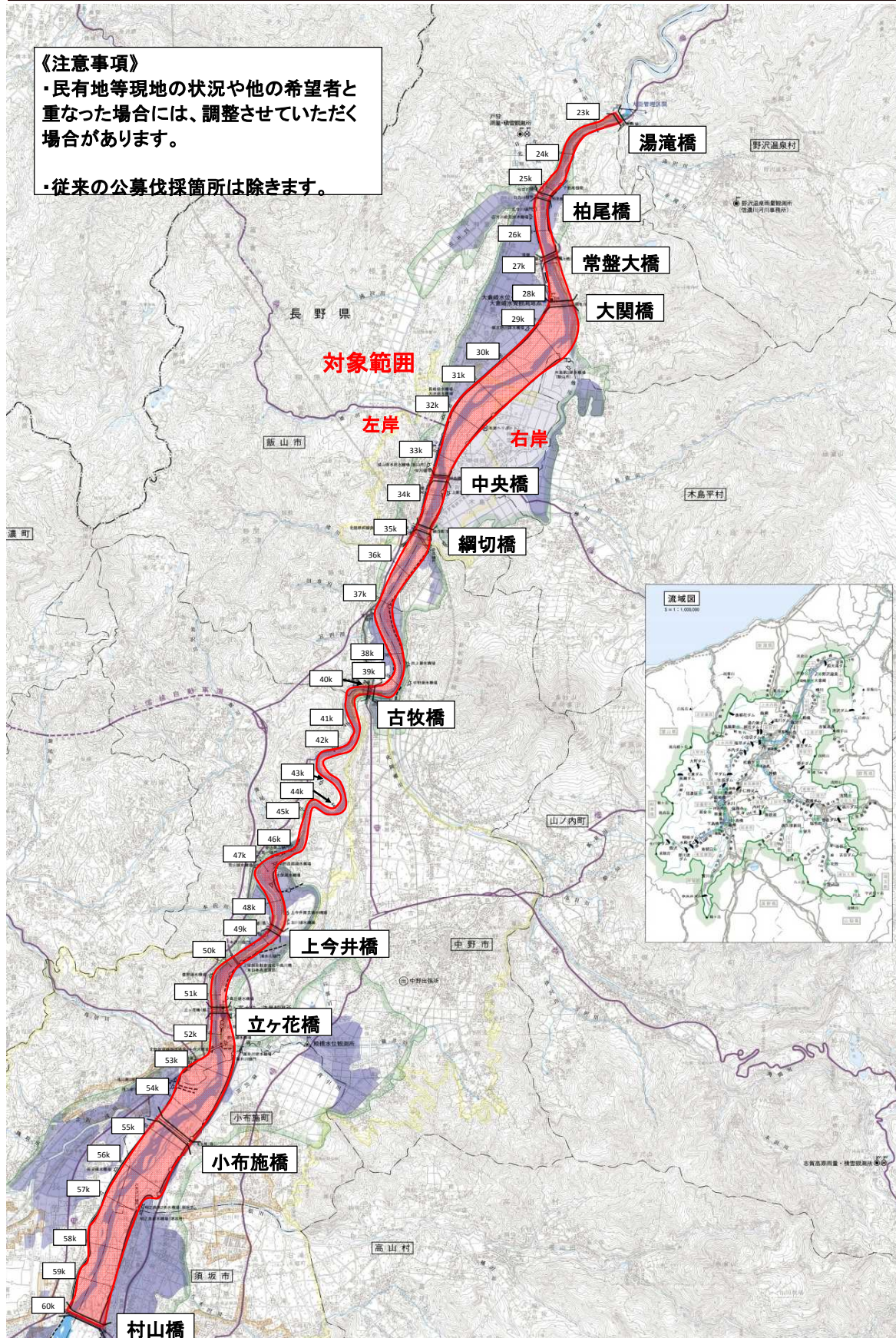
河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図

範囲図⑦ 千曲川【湯滝橋 ~ 村山橋の河道内】

《注意事項》

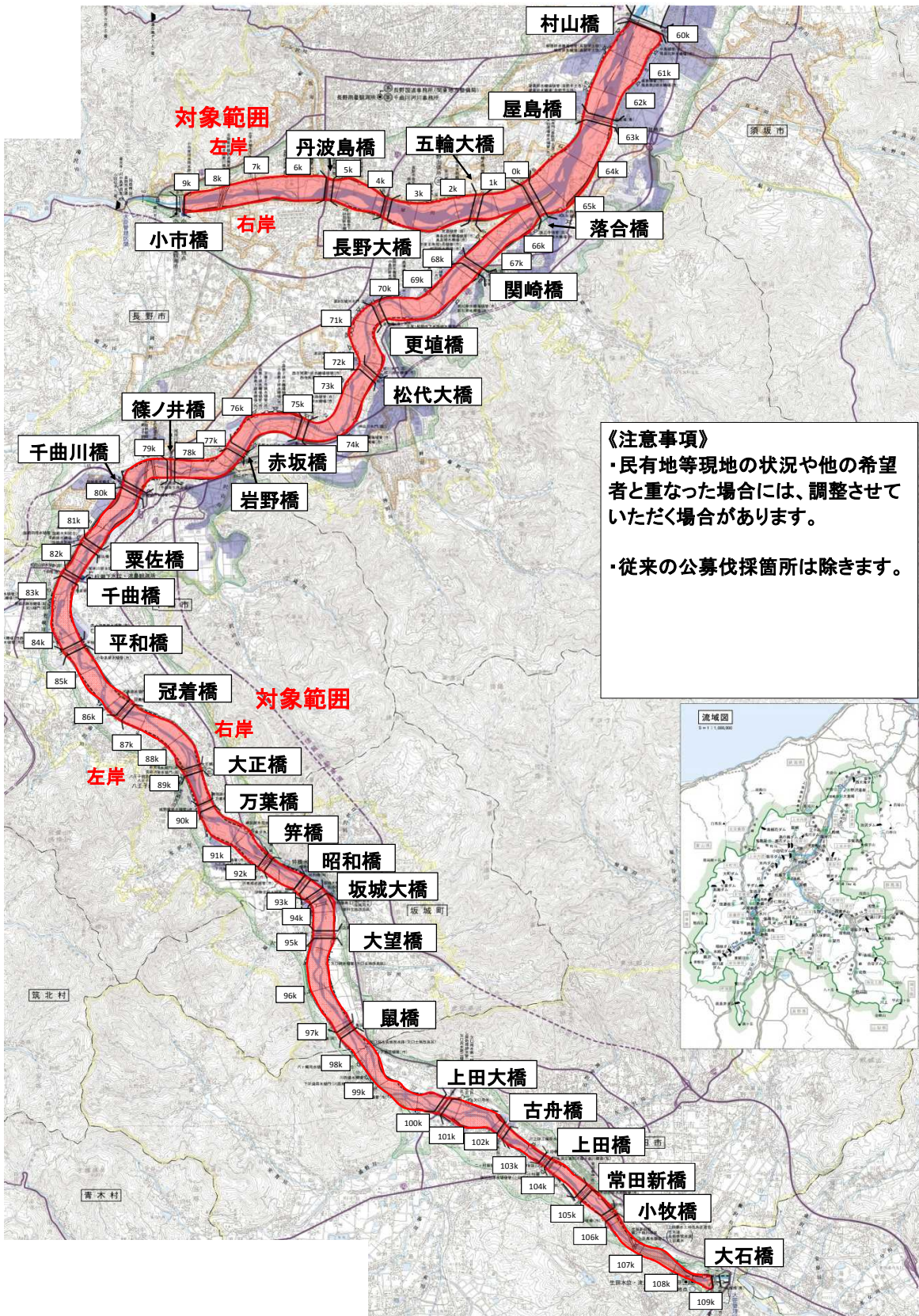
・民有地等現地の状況や他の希望者と重なった場合には、調整させていただく場合があります。

・従来の公募伐採箇所は除きます。



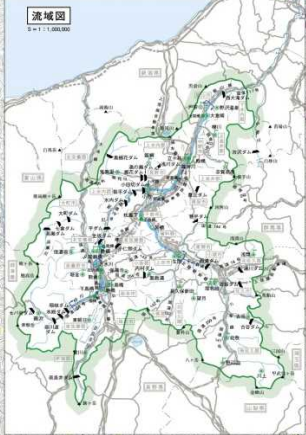
河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図

範囲図⑧ 千曲川【村山橋～大石橋の河道内】、犀川【落合橋上流～小市橋の河道内】



**《注意事項》**

- ・民有地等現地の状況や他の希望者と重なった場合には、調整させていただく場合があります。
- ・従来の公募伐採箇所は除きます。



## 令和元年度 千曲川・犀川における公募伐採制度の違い

		従来の公募伐採	河川法第25条を適用した公募伐採
伐採木の利用目的		非営利限定	非営利・営利問わない
応募対象者		個人・団体	企業・団体・個人
伐採実施箇所		指定された箇所(別紙1)	対象範囲の国有地(別紙2)
伐採者による進入路の整備		必要なし	場合によっては必要
樹木伐採規模		300m <sup>2</sup> ～500m <sup>2</sup>	約400m <sup>2</sup> 以上
料金(流水占用料)		無料	無料
応募期間		9/27(金)～10/17(水)	9/27(金)～10/31(木)
作業実施期間		11月・12月(2か月間)	12月～3月(内3か月間)
提出書類	応募時	用紙、アンケート	用紙、計画書、アンケート
	着手前	なし	許可申請書(現地立会いが必要)
	着手時	工事施工届	工事着手届
	完了時	工事完了届	工事完了届